

町有林の立木売払い入札心得

(趣旨)

第1条 町有林の立木売払いの入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「政令」という。）及びいの町契約規則（平成16年の町規則第46号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、当該一般競争入札参加資格有りとなされた者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 免除する。ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- (1) 一般競争入札（郵送等による入札は認めない。）の方法により行う。
- (2) 入札参加を認めた者が1者でもあるときは、入札を行う。
- (3) 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- (4) 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- (5) 入札は、入札者が入札書を所定の入札箱に投函して行う。
- (6) 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- (7) 入札時間帯を過ぎても指示に従わず、入札書を投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。
- (8) 入札者は、その事由のいかんにかかわらず提出した入札書を書換え、又は撤回することはできない。
- (9) 代理人が入札する場合は、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でな

ければ、入札書を投かんすることはできない。入札書には委任者の住所及び氏名、その下に「代理人」の表示をして、その住所及び氏名を記入して押印すること。

- (10) 入札者は他人の代理を兼ね、また代理人は 2 以上の者の代理を兼ねることはできない。
- (11) 入札書に使用する認印には、拇印は認めない。
- (12) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下、「消費税相当額」という。）を差し引いた額を様式第 2 号による入札書に記載して入札しなければならない。
- (13) 入札書の金額は、1 円未満の端数をつけることができない。1 円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- (14) 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- (15) (14) に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。

（公正な入札の確保）

第 5 条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第 6 条 次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、その旨直ちに伝える。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- (3) 入札参加者が 1 者もいなくなったとき

（入札の辞退）

第 7 条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。
- (2) 入札執行中にあつては、(1) の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会

人の双方に告げて確認を受ける。

(落札者の決定方法)

第 8 条 町が定めた予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。ただし、同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。

(無効の入札)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (3) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札者の代理をした者が入札した場合
- (4) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
- (5) 第 8 条のくじ引きに参加しない場合
- (6) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- (7) 予定価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合

(入札の保留)

第 11 条 予定価格調書に瑕疵があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

- 2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、入札者に通知しなければならない。

(契約書の提出等)

第 12 条 落札者は、落札決定の日から契約担当者の指定する日までに交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者に提出すること。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないとき又は当該落札者と契約を締結することが著しく不適当と認められるときは、政令第 167 条の 10 第 1 項の規

定により、落札決定を取り消す。

- 3 前項において落札決定を取り消したときは、予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。

(契約保証金)

- 第 13 条 免除する。ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。

(契約の確定)

- 第 14 条 いの町議会の議決が必要な契約においては落札者等といったん附帯条件付の仮契約を締結し、いの町議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例（平成 16 年いの町条例第 52 号。）の規定により、いの町議会の議決を経た後に町長が落札者等に効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(代金の納付期限)

- 第 15 条 落札決定後、町の定める期日までに納付すること。

(物件の引渡)

- 第 16 条 代金の納付のあった日に引渡すものとする。

(物件の伐採期限)

- 第 17 条 別途、町の定める期日までに伐採すること。

(その他)

- 第 18 条 入札担当者が入札を開始する旨の告知をするときまでに入札会場に到着していない者に対しては、入札を拒否する場合があるので、入札時刻に遅れないよう注意すること。